

要 望 書

全国市議会議長会は、平成22年度社会文教施策について別紙のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

平成21年11月20日

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 五 本 幸 正
(富山市議会議長)

全国市議会議長会社会文教委員会
委員長 二 瓶 雄 吉
(釧路市議会議長)

目 次

1. 地域医療施策	1
2. 保健衛生施策	4
3. 国民健康保険制度及び長寿医療制度 （後期高齢者医療制度）	6
4. 介護保険制度	8
5. 少子化対策等	10
6. 雇用対策	12
7. 社会福祉施策	13
8. 環境保全施策	14
9. 文教施策	16

1. 地域医療施策

深刻な医師不足・偏在をはじめとして、地域医療を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあるが、地域住民が、いつでもどこでも必要な医療を受けることができるよう責任ある施策を講じることが求められている。

よって、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 医師不足対策について

- (1) 医師不足が深刻な産科・小児科・麻酔科などについては、診療報酬の充実を図るとともに、医師確保のための緊急的かつ実効性のある措置を講じること。
- (2) 女性医師の出産や育児による離職を抑制するとともに、復職を促し、その就業率を高めるため、院内保育所の整備や復職研修の充実、短時間勤務制の導入など、働きやすい職場環境の整備を促進すること。
- (3) 医師に対して一定期間の地域医療への従事を義務付けるなど、抜本的な対策を緊急に講じること。少なくとも、病院・診療所の管理者となる要件に、地域医療の従事経験を付加すること。

- (4) 医学部の定員増及び地域枠の拡大を更に図るとともに、診療科ごとにバランスのとれた医師育成方策の確立など抜本的な対策を講じること。
- (5) 都道府県の地域医療対策協議会の取組に対する支援を充実強化するとともに、都道府県域を越えた実効性のある緊急医師派遣制度を確立すること。
- (6) 医師の負担を軽減するため、その勤務環境の改善はもとより、看護師、助産師等医療従事者及び医師事務作業補助者の必要人員確保と養成のための財政措置を拡充すること。

2. 救急医療の確保・充実について

救急患者の受入不能という事態を防止するため、救急医療情報システムの再構築を含め、救急医療体制の確保・充実を図ること。

また、軽度な症状でさえも安易に夜間の救急医療機関を受診する、いわゆる「医療のコンビニ化」が医師の過酷な勤務環境の誘因となるため、医療機関の適切な受診を心がけるよう広く国民に啓発すること。

3. 公立病院への財政措置について

地域医療の中核を担う公立病院の経営基盤安定のため、

地方交付税措置等を更に拡充すること。過疎地、産科、小児科、救急医療に対しては、特段に配慮すること。

4. 地域医療再生基金について

本年度補正予算で創設された「地域医療再生基金」は、救急医療の確保や医師の確保など地域における医療課題の解決に資するためのものであり、その執行停止分については明年度以降、国の責任において確実に補てんすること。

2. 保健衛生施策

安全で良質な水道水の確保など従来からの施策に加え、食の安心安全、アスベストによる健康被害対策、新型インフルエンザ対策のほか、減少傾向を示さない自殺対策など保健衛生施策に対する新たなニーズが非常に高まってきている。

よって、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 新型インフルエンザ対策について

新型(鳥)インフルエンザの発生予防、発生した場合のまん延防止対策及び医療体制の整備を促進すること。

また、本格的流行期に入った新型(豚)インフルエンザについては、今後の拡大抑止に万全を期すこと。また、その対策にかかる地方自治体の事業については、十分な財政措置を講じること。

2. 食品安全対策について

食品の安全に対する不安や不信を払拭するため、食品の安全確保に関する施策を総合的に推進し、ゆるぎない食品安全体制を確立すること。

3. アスベスト対策について

建築物等の解体時等における飛散予防の徹底、不適正処理対策の強化等を着実にを行うこと。

また、学校、医療機関などの公共施設のアスベスト対策については、所要の財政措置を講じること。

4. 水道事業について

安全で良質な水道水の安定的な供給を確保するため、水道事業への財政措置を充実すること。

特に、震災時における住民のライフライン確保のため、水道施設の耐震化に対する財政措置を拡充すること。

5. 自殺防止対策について

現在、「自殺総合対策大綱」「自殺対策加速化プラン」に基づき自殺防止対策が図られているところであるが、地方自治体をはじめ関係機関との連携を強化するとともに、必要な財源を確保し、実効性ある施策を展開すること。

3. 国民健康保険制度及び長寿医療制度 (後期高齢者医療制度)

国民健康保険は、他の医療保険制度と比べ高齢者や低所得者の被保険者が多く、その財政基盤は脆弱であり、極めて厳しい財政状況にある。

よって、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 医療保険制度の一本化について

安定的で持続可能な医療保険制度を確立するため、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化を早期に実現すること。

2. 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）について

施行後1年半余が経過して漸次定着しつつある長寿医療制度（後期高齢者医療制度）については、当面、制度の根幹を維持しつつ、保険料負担の軽減など、その運用改善に努めること。

3. 財政基盤強化等について

(1) 平成21年度までとされる高額医療費共同事業、保

険者支援制度、財政安定化支援事業及び保険財政共同安定化事業を継続するとともに、財政措置を拡充強化すること。

- (2) 特定健診・保健指導の実施率等による後期高齢者医療支援金の加算・減算措置を撤廃すること。
- (3) がん検診の受診率向上のため、必要な財政措置を講じること。
- (4) 普通調整交付金における保険料収納割合による減額措置を撤廃すること。
- (5) 保険料(税)の統一的な減免制度を創設するとともに、十分な財政措置を講じること。
- (6) 乳幼児・児童、重度心身障害者医療費に係る国庫負担金の減額算定措置を廃止すること。
- (7) 保険者に義務付けられる特定健診・保健指導に係る必要経費について、十分な財政措置を講じること。
- (8) 被用者保険の保険者が資格喪失者の情報を、国保保険者に通知するよう制度化すること。

4. 介護保険制度

介護保険制度は、利用者の急増等により給付費が増大し、様々な課題が生じている。

また、保険者である市町村は厳しい財政運営を強いられている。今後の超高齢社会に対応し、安定的に制度を運営するためには、各自治体への財政支援の拡充が必要不可欠である。

よって、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 介護サービス基盤整備について

介護サービスを担う人材の確保・養成等の基盤整備、特別養護老人ホーム等の施設整備に対する財政措置を拡充すること。

2. 財政措置について

- (1) 介護給付費負担金における調整交付金については、別枠として措置すること。
- (2) 財政安定化基金の財源については、国及び都道府県の負担とすること。

(3) 療養病床からの転換に当たっては、自治体の実情を考慮し、国の施策として老人保健施設等の受け皿整備に必要な支援措置を講じること。

3. 低所得者対策について

低所得者に対する保険料及び利用料の軽減策が不十分であることから、国の責任において、財政措置を含めた低所得者対策を更に充実すること。

5. 少子化対策等

我が国においては、長年にわたり合計特殊出生率が低水準にあり、少子化傾向は依然として深刻な状況にある。

少子化の進展に歯止めをかけるためには、誰もが安心して子どもを生み育て、子どもたちが健やかに育つことができるための社会的支援と環境整備が不可欠である。

よって、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 妊婦健診への財政措置について

妊婦健康診査に要する費用に対する財政措置については、平成23年度以降も継続すること。

2. 子育て世代への支援について

(1) 乳幼児医療費の無料化及び義務教育就学児医療費助成を国の制度として創設すること。

(2) 小児救急医療体制の整備促進を図ること。

(3) 子育て世帯に対する税制上の支援制度を充実すること。

(4) 児童扶養手当の支給対象を父子家庭にも拡大すること。

- (5) 母子家庭等自立支援対策について、その充実を図るとともに、その対象を父子家庭にも拡大すること。

3. 保育対策について

- (1) 保育サービス等の質の確保に十分留意しつつ、待機児童の解消、多様な保育サービスの提供を促進するため、必要十分な財源を確保すること。
- (2) 認定子ども園の普及促進を図ること。
- (3) 保育施設の整備にかかる次世代育成支援対策施設整備交付金の交付基準額を引き上げること。

4. 放課後児童対策について

放課後児童プランの充実を図るとともに、各事業に対する財政措置を拡充すること。

また、児童数71人以上の放課後児童クラブへの財政措置を平成22年度以降も引き続き講じていくこと。

5. 子ども手当について

子ども手当の創設に当たっては、実施事務を担う市町村の意見を十分に尊重するとともに、その必要経費については全額国庫負担とすること。

6. 雇用対策

我が国の雇用環境については、完全失業率が本年4月以降5%台にあり、本年9月の有効求人倍率は0.43と依然過去最低水準にあるなど非常に厳しい状況にあり、より一層の雇用対策の充実が求められている。

よって、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 地域雇用対策について

地域住民の雇用の場を確保し、その安定を図るとともに能力開発・再就職支援対策等を強化すること。

また、地方自治体の実施する雇用安定・創出の取組に対する支援を充実すること。

2. 若年者雇用対策について

フリーター、ニート等の自立を支援し、若者の正規雇用を拡充するため、総合的な就業支援の強化など若年者雇用対策を充実すること。

3. 「協同組合法（仮称）」の制定について

若年者、高齢者、障害者の就労機会の拡大や、地域における起業に資する協同出資・協同経営で働く「協同組合法（仮称）」を速やかに制定すること。

7. 社会福祉施策

高齢者や障害者をはじめ、すべての人々が安心して社会生活を営んでいくためには、障害者への支援や生活保護施策、年金制度の充実が必要である。

よって、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 障害者自立支援について

- (1) 地方自治体が実施する地域生活支援事業に対し、十分な財政措置を講じること。
- (2) 利用者負担の更なる軽減措置を講じること。

2. 生活保護費負担金について

生活保護費負担金については、国の責任を後退させることなく、現行の国庫負担率を堅持するとともに、級地区分を地域の実情に即して見直すこと。

3. 年金制度について

年金記録漏れ、入力ミス等については、正しい年金記録に基づき、適切な給付が行われるよう早急に問題を解決すること。また、未加入・未納者の解消を図るため、各種対策を一層強化すること。

8. 環境保全施策

環境を保全し、循環型社会への転換を図るため、廃棄物処理対策、各種リサイクル制度の円滑な運営等において地方自治体の果たす役割は大きい。

よって、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 地球温暖化対策について

温室効果ガス削減の目標達成のため、温暖化対策を加速化するに当たっては、財政措置をはじめとする支援体制を強化すること。

2. 廃棄物処理対策について

- (1) 廃棄物処理・リサイクル施設の整備に対する財政措置を拡充すること。
- (2) 排出者責任の原則を強化し、廃棄物処理の実効性を確保すること。

3. 容器包装リサイクル制度について

拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任を強化すること。

また、環境負荷に配慮しつつ、リターナブル容器等の

普及拡大、デポジット制度の導入などを図ること。特に、事業者に対し、リサイクル容器の開発とその使用を強く義務づけること。

4. 家電リサイクル制度について

不法投棄家電製品のリサイクル費用等については、地方自治体の負担となることがないように対策を講じること。

また、家電の不法投棄を未然に防止するため、リサイクル費用の前払い制の実施などを視野に入れ、実効性ある施策を講じること。

5. 海岸漂着物対策について

先般、海岸漂着物対策に関する法律が施行されたところであるが、海岸漂着物の発生抑制及び処理の実効性を確保するため、特に、国際協力の推進、国内連携の強化及び財政上の措置が確実に行われるよう制度の構築を図ること。

6. 皮革排水処理施設について

皮革排水処理に対する抜本的な支援制度を創設すること。

9. 文教施策

各地方自治体においては、独自の財源による少人数学級や特区制度の活用など、様々な施策を展開しているが、地域の創意工夫により、子どもたちの豊かな人間性や創造性を育む教育を推進するためには、文教施策の更なる充実強化を図ることが不可欠である。

よって、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 教育予算について

一定の教育水準を確保するため、義務教育予算の充実を図ること。

また、学校施設整備費のほか、確実に教育を受けることができるよう就学援助・奨学金など教育予算の充実のため、地方交付税を含め予算を拡充すること。

2. 少人数教育の実現について

現在の40人学級編制基準を35人以下に引き下げるなど、少人数教育を推進し、教職員の適正配置など所要の予算措置を講じること。

3. 特別支援教育について

特別支援教育の実施については、必要な教職員の確保など施策を更に充実し、十分な財政措置を講じること。

4. 公立小中学校施設の耐震化等について

公立小中学校施設の耐震化を促進するため緊急の支援措置等が講じられているところであるが、市町村の費用負担は、なお大きいものがある。

よって、耐震化の実効性を確保するため、時限措置3か年の延長を図るとともに、補助対象建物の拡大、建設単価の引上げのほか、耐震2次診断に係る経費について、財政支援措置を更に充実すること。

5. 公立高校の授業料の無償化について

公立高校の授業料の無償化については、効率的な支給方法を模索するとともに、その必要な経費については全額国庫負担とすること。

6. インターネット上の有害情報からの保護について

(1) 児童生徒のみならず、教員や保護者について、情報モラル教育を充実すること。

(2) 事業者に対し、フィルタリング機能向上とその普及等について積極的に働きかけること。

7. 教職員人事権等について

公立小中学校の教職員人事権及び所要の財源を中核市をはじめとする自治体に移譲すること。

また、人事権の移譲に当たっては、広域で一定水準の人材が確保される仕組みを構築すること。

8. 教育委員会制度について

教育委員会制度については、地方自治体の判断により設置の有無を選択できる制度とすること。